

資料編

1. 都市計画マスタープラン策定の経緯

平成 19 年度

- H19. 11. 19 下妻市都市計画マスタープラン策定のための市民意識調査
H19. 10. 1 時点で市内に居住している満 20 歳以上から抽出
配布：2,000 票／回収：798 票／回収率：40.8%
- H20. 1. 29 第 1 回庁内調整会議
・都市マスの策定、全体構成 ・策定体制とスケジュール ・住民アンケート
- H20. 2. 12 **第 1 回策定委員会**
・委嘱書交付 ・副委員長選出 ・都市マスの策定、全体構成等 ・諮問

平成 20 年度

- H20. 4. 16 第 2 回庁内調整会議
・都市の現況 ・将来人口 都市社会の見直し
・まちづくりの課題 等
- H20. 5. 1 **第 2 回策定委員会**
・都市の現況 ・まちづくりの課題 等
- H20. 5. 20 第 3 回庁内調整会議
・都市計画の目標の検討設定
・都市づくりの基本方針 等
- H20. 5. 26 **第 3 回策定委員会**
・都市計画の目標の検討設定 ・都市づくりの基本方針 等
- H20. 6. 9 中間報告①（下妻市議会）
H20. 6. 19 中間報告①（下妻市都市計画審議会）
- H20. 10. 15 第 4 回庁内調整会議
・全体構想（都市づくりの基本方針の残り部分） ・地域別構想
- H20. 10. 24 **第 4 回策定委員会**
・全体構想（都市づくりの基本方針の残り部分） ・地域別構想
- H20. 11. 7 中間報告②（下妻市都市計画審議会）
H20. 11. 18 中間報告②（下妻市議会）
H20. 11. 25 パブリックコメントの実施（広報しもつま・市ホームページ）
～ 12. 15
- H20. 12. 2 地域別説明会（大宝地区公民館）
12. 3 // （千代川公民館）
12. 4 // （下妻市役所）
- H21. 1. 22 第 5 回庁内調整会議
・下妻市都市計画マスタープラン（案）への意見等 ・まちづくりの推進に向けて
- H21. 1. 29 **第 5 回策定委員会**
・下妻市都市計画マスタープラン（案）の策定経過
・下妻市都市計画マスタープラン（案）への意見等
・まちづくりの推進に向けて ・答申
- H21. 2. 17 報告会（県関係課）
H21. 3. 2 報告（下妻市都市計画審議会）
H21. 3. 12 報告（下妻市議会）

令和3年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- R 3. 7. 7 庁内調整会議
都市計画マスタープランの改訂（案）への意見
- R 3. 8. 30 庁議報告
- R 3. 11. 2 報告会（茨城県関係課）
- R 3. 11. 26 公聴会中止
- R 3. 11. 29 報告会（下妻市議会）
- R 3. 12. 1 パブリックコメントの実施（広報しもつま・市ホームページ）
～ 12. 20
- R 4. 1. 12 案の縦覧の実施
～ 1. 26
- R 4. 2. 25 報告会（下妻市都市計画審議会）

2. 要綱等

下妻市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 合併前の旧市村において策定した都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を一体化して見直し、合併後の下妻市における一体的な都市づくりを進めるため、下妻市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定及びその他必要な事項について市長より諮問を受け、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の代表者等
- (3) 市職員等

3 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庁内調整会議)

第6条 第2条に規定する事項に係る事前調査及び調整を行うため、庁内調整会議を開催する。

2 庁内調整会議は、副市長及び別表第1に掲げる部長・関係各課の課長をもって構成する。

3 庁内調整会議には、議長をおき、議長は副市長を充てる。

4 議長は、庁内調整会議の会務を総理する。

5 構成員が庁内調整会議に出席できない場合は、代理の職員を出席させることができる。

(ワーキング部会)

第7条 庁内調整会議に、資料の収集その他必要な作業を行うため、ワーキング部会を置く。

2 ワーキング部会は、別表第2に掲げる関係各課の職員をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

部 名	部 課 長
総 務 部	総 務 部 長
企 画 財 務 部	企 画 財 務 部 長
〃	企 画 課 長
市 民 環 境 部	市 民 環 境 部 長
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 部 長
経 済 部	経 済 部 長
建 設 部	建 設 部 長
〃	建 設 課 長
〃	都 市 整 備 課 長
〃	下 水 道 課 長
教 育 委 員 会	教 育 部 長
農 業 委 員 会	農 業 委 員 会 事 務 局 長
水 道 事 業 所	水 道 事 業 所 長

別表第2 (第7条関係)

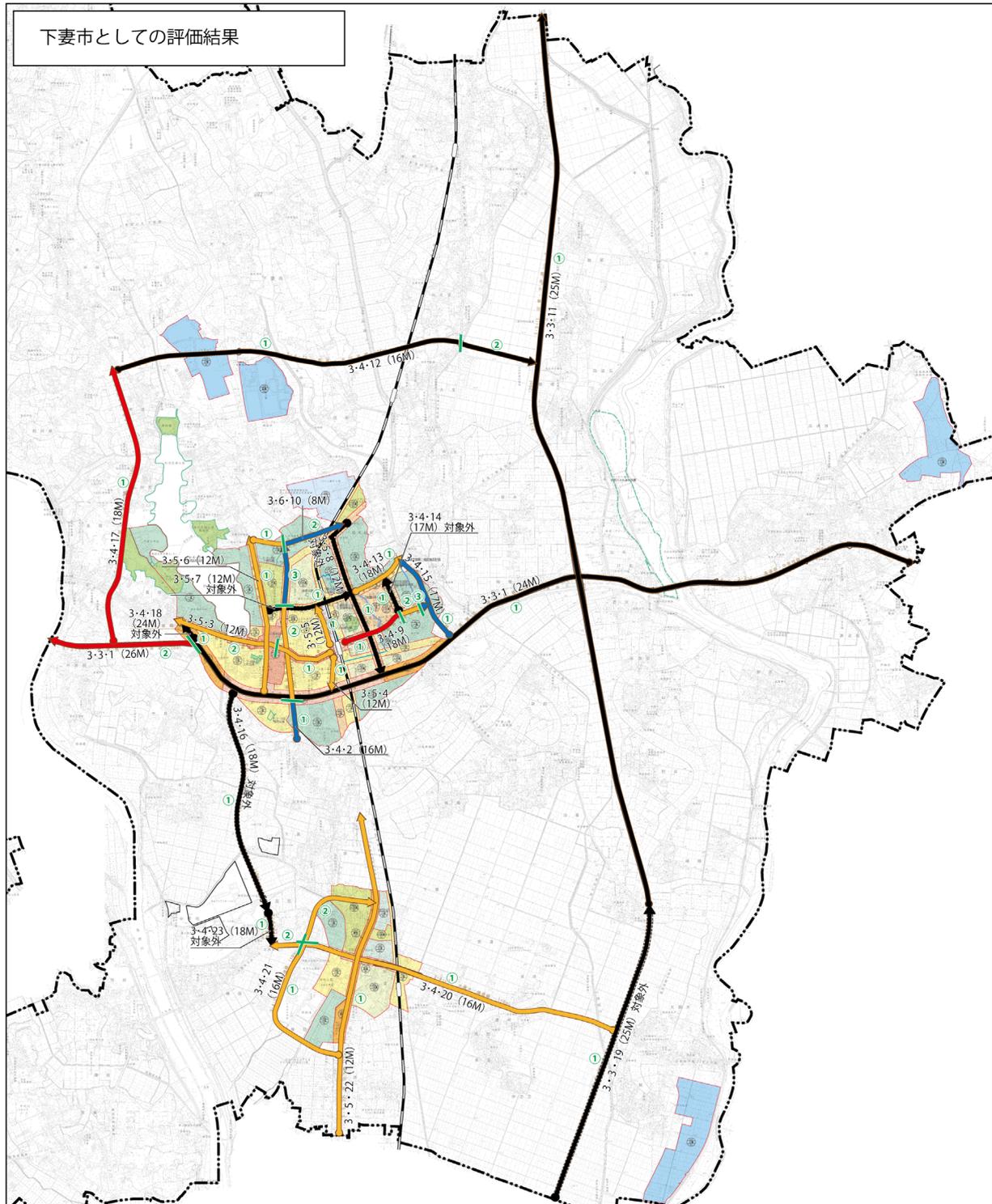
部 名	課 名
総 務 部	総 務 課
企 画 財 務 部	企 画 課
〃	財 政 課
市 民 環 境 部	生 活 環 境 課
〃	市 民 安 全 課
保 健 福 祉 部	福 祉 事 務 所
経 済 部	農 政 課
〃	農 地 整 備 課
〃	商 工 観 光 課
建 設 部	建 設 課
〃	都 市 整 備 課
〃	下 水 道 課
農 業 委 員 会	農 業 委 員 会 事 務 局
水 道 事 業 所	水 道 事 業 所

3. 委員名簿

委員名	役職名	備考
稲葉 本治	副市長	委員長
木村 進	市議会議長	
田中 昭一	市議会建設委員長	
広瀬 榮	市議会建設副委員長	
外山 崇行	商工会会長	副委員長
小林 重隆	商工会副会長	
會田 優二	栗山商店会会長	
平間 守	上町商店街協同組合代表理事	
青柳 俊一	新町商店会副会長	
塚田 薫	三道地商店会会長	
中尾 仁	西陣旭商工振興会会長	
古橋 秀雄	砂沼通り商店会会長	
横島 甚一	長塚商店会会長	
櫻井 英雄	商工会青年部部长	
飛田 孝子	商工会青年部女性代表	
鈴木 一春	商工会商業部会代表	
内山 豊	市観光協会副会長	
山内 光洋	市観光協会副会長	～H20.5
	市観光協会会長	
中川 行雄	自治区長連合会代表	
塚原 修	自治区長連合会代表	
稲葉 寛	常総土木事務所長	～H20.3
松本 博太郎	〃	H20.4～
高村 實	県西地方総合事務所商工労政課長	～H20.3
袖山 純郎	〃	H20.4～
猪瀬 憲一	ふるさとづくり推進協議会会長	
鈴木 裕子	まちづくり下妻女性の会代表	
飯島 みつ	J A常総ひかり千代川地区女性部代表	
井上 静江	商工会女性部部长	
池田 慶子	商工会女性部副部长	
栗野 茂	J A常総ひかり下妻地区担当理事	
松本 秀勝	J A常総ひかり千代川地区担当理事	
大島 武男	農業委員会会長	

(順不同、敬称略)

4. 都市計画道路の再検討結果



凡 例		
	都市計画道路 (再検討対象)	存続
	都市計画道路 (対象外)	要検討
	区間番号	要検討・廃止・見直し
	区間分割位置	再検討対象外 (存続)
		都市計画区域

5. 用語集

あ行

アクセス (access) /p. 24 ほか

近づく手段、方法をいう。アクセス道路とは目的地まで近づくための道路。

温暖化 (おんだんか) /p. 32 ほか

二酸化炭素などの増加により、地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象をいう。

か行

街区公園 (がいくこうえん) /p. 28 ほか

一般の住宅地において、半径 250m位の範囲に居住する人々の日常的な利用を目的とする公園をいう。1か所当たりの面積は、2,500 m²を標準とする。

基盤施設 (きばんしせつ) /p. 12 ほか

さまざまな都市活動を支えるための施設をいう。社会資本と同義。

基本構想 (きほんこうそう) /p. 2 ほか

総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、将来の望ましい将来像と目標達成のための基本的な施策の方向を明らかにした計画で、地方自治法に基づき定める。

協働 (きょうどう) /p. 33 ほか

同じ目的のために、協力して働くこと。ここでは、まちづくりを市民・行政が協力して進めることを指す。

近隣公園 (きんりんこうえん) /p. 28 ほか

半径 500m 程度の近隣に居住する人々が利用する公園で、1か所当たりの面積は 2ha を標準とする。

空地 (くうかんち) /p. 45 ほか

利用可能な土地であるにも係わらず、使われないままになっている土地。

景観 (けいかん) /p. 30 ほか

目の前の環境を一目見て得た視覚的印象をいう。また、この見ることを介して他の多くの人々と環境を意識するプロセスのこと。

建築協定 (けんちくきょうてい) /p. 54 ほか

住宅地や商店街などの環境や利便性を維持増進するために、建築基準法に基づき、地区全員の同意に基づき定める協定。

広域公園 (こういきこうえん) /p. 7 ほか

単独市町村の区域を越える広域の公園需要を充足することを目的とするもので、地方生活圈等広域的な単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準とする。

交通安全施設（こうつうあんぜんしせつ）／p. 53 ほか

信号機、道路標識、道路表示、道路照明灯、防護柵、道路反射鏡などの、道路における交通の安全を確保するために必要な施設の総称。

さ行

循環型社会（じゅんかんがたしやかい）／p. 32 ほか

大量消費社会に代わって、持続可能な社会を達成するための新たな社会のイメージ。生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じた資源利用の循環化・効率化、循環負荷の極小化を目指す。

白地地域（しろじちいき）／p. 59 ほか

都市計画法が適用される都市計画区域のうち、市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われていない都市計画区域において、用途地域が指定されていない区域のこと。

親水機能（しんすいきのう）／p. 51 ほか

河川や池沼等の水辺を利用し、水に触れ親しむことのできる機能。

総合公園（そうごうこうえん）／p. 28 ほか

市町村全域の人々が、総合的に利用することを目的として整備される公園。

た行

地区計画（ちくけいかく）／p. 54 ほか

地区レベルの道路等の配置、建築物の形態や意匠、土地利用等について地区住民の合意を得て、市町村が都市計画決定し、それに基づいて開発を規制・誘導することにより良好な市街地の環境を形成するものであり、都市計画法及び建築基準法で規定されている。

都市機能（としきのう）／p. 12 ほか

商業、交通、文化等の、都市における社会・経済・政治的活動の仕組み、はたらきのこと。

都市計画区域（としけいかくくいき）／p. 15 ほか

都市計画を定めるべき区域をいい、本市は市域全域が都市計画区域となっている。

都市計画道路（としけいかくどうろ）／p. 23 ほか

都市計画法第 11 条に定められた都市施設の一つであり、都市計画により指定される道路。

都市計画法（としけいかくほう）／p. 2 ほか

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした、都市計画に関する基本法。まちづくり三法の改革の一環で、平成 18 年に改正された。

土地区画整理事業（とちくかくせいりじぎょう）／p. 7 ほか

都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業であり、土地の換地と減歩により、公共施設を平等に出し合うことにより良好な宅地を造成し、これを初めの土地の価値に応じて公平に分配する事業。

な行

ネットワーク (network) /p. 12 ほか

ある一定の目的を持ってつながっている網状組織をいう。

は行

バリアフリー (barrier free) /p. 34 ほか

「バリア」とは元々英語で物理的に人を隔てたり行動を規制するという障壁をいう言葉。日本でも、障害がないこと、特に高齢者、身体障害者の日常生活に妨げとなる障害を取り除くことを「バリアフリー」という言葉で表すことが一般。

ま行

まちづくり三法 (まちづくりさんぽう) /p. 2 ほか

まちづくり三法とは、ゾーニングにより土地利用の規制を促進する都市計画法、大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた大規模小売店舗立地法 (大店立地法)、中心市街地の活性化活動を支援する中心市街地活性化法の3つの日本の法律を総称したもの。

や行

用途地域 (ようとちいき) /p. 7 ほか

都市計画で定めることのできる地域地区の最も基本となるもので、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を、用途や容積等により規制する制度で、13種類がある。

ら行

流域治水 (りゅういきちすい) /p. 51 ほか

気候変動の影響により激甚化する豪雨災害を踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策。河川、下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めるもの。